

短期社債等及び私募社債の取引状況等

<統計の目的>

広く一般の皆様にご理解いただくための指標の一つとして、公表しています。

<用語の定義>

- ・「短期社債」とは、紙による券面をもって発行されていた CP を無券面化、電子化して発行したものをいいます。社債、株券等の振替に関する法律によって規定されています。短期社債の主な商品特徴として以下の事項が挙げられます。
 - ① 契約により社債の総額が引き受けられること
 - ② 各社債の金額が1億円を下回らないこと
 - ③ 元本の償還期限が1年未満であること
 - ④ 担保付社債信託法の規定により担保が付されるものでないこと

- ・「短期社債等」とは、本統計上は短期社債及びそれに類する有価証券をいいます。

- ・「有価証券の私募」とは、新たに発行される有価証券の取得勧誘行為であって、有価証券の募集に当たらないものをいい、適格機関投資家のみを相手方として行う場合（いわゆるプロ私募）、勧誘行為の相手方が50名未満の少人数私募、その他募集に当たらないと政令で定める場合の3つに大きく分類されます。

- ・「私募社債」とは、本統計上は、私募により国内において発行される有価証券のうち、次に掲げるものを集計しています。
 - ① 金商法第2条第1項第4号及び第5号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び短期社債等を除きます。）並びに同項第17号に掲げる有価証券で同項第1号から第5号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券及び短期社債等を除きます。）
 - ② 金商法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券

- ・「貸付債権信託受益権等」とは、本統計上は、貸付債権信託受益権は金融機関等が事業会社等に貸付ける貸付債権を信託財産とする信託受益権を指します。

本統計上は金融商品取引法第2条第2項第1号に掲げる権利のなかで金融機関（銀行・信託会社・協同組織金融機関等）のいわゆる貸付債権を信託する信託受益権の売買及び媒介高を集計対象としております（設定当初契約時において受益者が委託者であるものに限定）。

信託会社・協同組織金融機関等）のいわゆる貸付債権を信託する信託受益権の売買及び媒介高を集計対象としております。（設定当初契約時において受益者が委託者であるも

のに限定。)

<作成方法>

協会からの月間の短期社債等の取引の状況等、及び私募社債の取引等及び貸付債権信託受益権等の取引状況等についての報告を基に、集計しています。

※特別会員については、登録金融機関業務に係る取扱いについてのみ報告を求めています。

<利用上の注意>

- ・「短期社債等の取引状況」における「発行時における取扱額」は、払込日ベースにより、「流通時における取扱額」は約定日ベースにより集計しています。
- ・「貸付債権信託受益権等の取引状況」は、約定日ベースにより集計しています。
- ・「私募社債の取引状況等」における「引受額」及び「取扱額」は払込日ベースにより、「売買高」は約定日ベースにより集計しています。また、「引受額」については、会員が自社で引き受けた私募社債の総額、「取扱額」については、協会において有価証券の取得の申込みの勧誘であって有価証券の募集若しくは売出しに該当しない取扱いを行った私募社債の総額、「売買高」については、会員の買入額及び売却額を集計しています。
- ・外貨建のものについては、「外国為替の取引等の報告に関する省令」第35条第2号に基づくレート（いわゆる「報告省令レート」）により換算のうえ集計しています。

<公表時期>

原則として毎月最終営業日に、本協会ホームページにて公表いたします。

<お問い合わせ先>

公社債・金融商品部市場統計業務室（TEL：03-6665-6774）

(注1) この解説資料は、本協会が提供している統計情報を一般の皆様が利用するに当たり、統計情報に用いられている用語等について理解を進めるための一助として分かりやすく説明したものであり、必ずしも法令・諸規則等における定義等に基づくものではありません。

(注2) <「国内CPの取引状況」公表終了のお知らせ>

2012年7月1日付「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等に関する規則」改正に伴い、6月末（5月取引分）の更新をもって「国内CPの取引状況」公表を終了させていただきます。

なお、「短期社債等の取引状況」、「貸付債権信託受益権等の取引状況」及び「私募社債の取引状況」については従来通り更新を継続いたします。ご利用の皆様におかれましてはご理解のほどお願い申し上げます。